調査・研究ノート

自由貿易協定の拡大と農林水産業

一、増大する自由貿易協定

ドーハ会議（二〇〇一年一一月）によってWTO交渉が正式に開始し実質的な交渉に入っているが、その一方で、近年、地域間の自由貿易協定をめぐる動きが盛んになっている。

日本は、これまでWTO（GATT）による多角的貿易交渉を主張してきており、地域間の自由貿易協定に対しては消極的であったが、九九年頃から自由貿易協定に対する日本の方針は変化しつつあり、今年（二〇〇二年）一月にはシンガポールとの間ではじめて自由貿易協定が締結され、現在、韓国、メキシコとの自由貿易協定が検討されている。

二、自由貿易協定増加の背景

現在、世界には一三〇を超える自由貿易協定が締結されているが、その大半は九〇年代以降（特に九〇年代後半）に締結されたものである。ウルグアイラウンド交渉が難航するなかで、EU、米国がウルグアイラウンド合意に先立って地域間の経済統合（協定）を進めたことがきっかけとなって、九〇年代に自由貿易協定締結の動きが進んだ。

NAFTA（北米自由貿易協定、九二年妥結、九四年発効）が締結されると、NAFTA加盟国（米国、カナダ、メキシコ）以外の国の企業にとっては、NAFTA加盟国での事業や貿易投資が加盟国の企業に比べて相対的に不利になった。そのため、NAFTAに対抗するために新たな貿易協定を締結する動きが進み、EUは二〇〇〇年にメキシコとの自由貿易協定を締結した。そうなると、メキシコで事業を行なっている日本企業は関税負担や貿易手続きでEUや米国に比べて不利になったため、日本とメキシコとの間で自由貿易協定を締結してほしいという要求が強まっている。このようにして連鎖的に自由貿易協定が広がることになったのである。

こうした自由貿易協定拡大の背景には、ウルグアイラウンド交渉の難航やWTOシアトル会議の失敗に見られるように、世界の貿易自由化推進をWTOによる多国間交渉だけに任せきれないという状況が生まれたことがある。近年、WTO加盟国に占める途上国の割合が増加していることもあって、自由貿易原則の修正が迫られる可能性があり、また交渉が難航し長期化する恐れがある。そのため、今後も短期間で妥結が可能な自由貿易協定を締結する動きが進む見込みである。

三、シンガポールとの自由貿易協定

シンガポールとの自由貿易協定（正式名称は日本・シンガポール新時代経済連携協定）は、九九年一二月に検討が開始され、わずか二年あまりで締結に至った（この夏または秋に発効する予定）。この協定は日本にとって初めての自由貿易協定であるが、この中には、貿易自由化のみならず投資、入国管理、二国間協力など広範囲にわたる項目が盛り込まれている。

シンガポールは、人口四〇〇万人、国土面積六四六㎢（東京二三区程度）の小国であり、国内に農林水産業はほとんどない。そのため、大きな政治問題に発展することの多い農林水産物貿易の割合はわずかであり（シンガポールから日本への輸出額に占める農林水産物の割合は四・二％で、主な品目はマグロ、乳製品、チョコレート）、また関税率がすでにゼロ関税になっている品目が多いため、自由貿易協定の交渉は比較的容易であった。

しかし、シンガポールとの自由貿易協定がその後の協定の前例となる可能性があることから、農林水産物の扱いはそれでも問題となったが、結果的には農林水産物については既往の関税水準を実質的に維持することで決着した。また、第三国の製品をシンガポール経由にすることで関税支払いを免れようとする行為を防ぐため、原産地規

則として、原則として「関税分類変更基準」が適用されることになった。

四、アジア地域の自由貿易協定の動向

アジア地域においても自由貿易協定が締結されており、ＡＳＥＡＮはＡＦＴＡ（アセアン自由貿易地域、九二年発効）の中で、原加盟国（五ヶ国）については共通有効特恵関税制度対象品目の関税率を二〇〇二年までに〇～五％に引き下げ、量的規制や非関税障壁を撤廃することを合意しており、新加盟国についても二〇一五年までに輸入関税の撤廃を目指すとしている。

しかし、ＡＳＥＡＮ加盟国（現在一〇ヶ国）には、シンガポールやマレーシア、タイのように既に経済発展を成し遂げている国がある一方で、インドネシアやフィリピンのように国内政治が安定していない国や、新規に加盟したベトナム、ミャンマー、ラオス、カンボジアのような農業中心で国民の所得水準が非常に低い国もあり、加盟国間には大きな経済的格差がある。また、地域間の貿易がそれほど大きくなく、通貨危機以降経済困難に陥っている国があるなどの要因により、ＡＦＴＡは必ずしも計画通りには進展していないのが現状である。

日本は、アジア地域の貿易自由化については、これまでＡＰＥＣに力を注いできた。ＡＰＥＣは八九年に発足したもので、米国、豪州、中国やチリまで含めた極めて広範囲の組織であり（現在二一ヶ国加盟）、アジア太平洋地域の合意形成の場として大きな注目を浴びてきた。

ＡＰＥＣでは九四年のボゴール宣言により域内の貿易自由化の合意（二〇一〇～二〇二〇年までに自由化）がなされ、大阪（九五年）、マニラ（九六年）の会議で自由化に向けた具体的な行動計画が示された。しかし、その後発生したアジア通貨危機に対してＡＰＥＣとして有効な策を講じられなかったこと、早期自主的分野別自由化（ＥＶＳＬ）構想が失敗したことなどにより、ＡＰＥＣに対する熱は急速に冷めてきた感がある。現在も、ＡＰＥＣはアジア太平洋地域の首脳が協議する場として大きな役割を有しているが、その実行力、効果は疑問視されている。

こうしたなかで、中国がＡＳＥＡＮとの自由貿易圏構想を打ち出したことは日本にとって衝撃的であり、今後の動向が注目される。

五、自由貿易協定と農林水産業

このようにＷＴＯ交渉と同時に自由貿易協定をめぐる動きが急速に進展しているが、そのなかにおける農林水産物（農林水産業）の扱いが大きな課題となっている。

日本では農林水産物の貿易は既にほとんどが自由化されており、日本は世界最大の農林水産物輸入国である。これ以上の自由化、関税率低下はさらなる輸入増大と国内農林水産業の衰退を招くことになり、自由貿易協定で農林水産物がどう扱われるかは大きな問題である。日本ではこれまでウルグアイラウンドやＷＴＯ交渉における農業の扱いに焦点が当てられてきたが、今後は自由貿易協定の動向も注視していく必要がある。日本の産業界の意向や世界の自由貿易協定締結の動きをみると、日本は貿易自由化に一切反対し自由貿易協定も全て拒否するというわけにはいかない面もあり、農林水産業への影響を最小限にとどめ各国の農林水産業が共存するような協定のあり方を検討すべきであろう。

ただし、自由貿易協定に関しては、ＷＴＯ協定第二四条で、①自由貿易協定締結国間の実質上すべての貿易について関税及びその他の制限的通商規則を廃止すること、②廃止のための移行期間は原則一〇年を越えるべきでないこと、③域外国に対する関税その他の通商規則をより高度または制限的なものにしてはならないこと、が規定されており、①の「実質上すべて」とは、(a)域内の貿易量の九〇％以上を無税化すること、(b)特定セクターを除外しないこと、と解釈されている。しかし、これも交渉によって例外措置を設けることは可能であろう。

今後、アジア地域の貿易協定の論議がさらに活発になる見込みであり、各国の農林水産業が共存し、国際的な食糧安全保障や環境保全に配慮した貿易のあり方を追求し、無制限な貿易自由化にならないような枠組みを構想する必要があろう。

（清水徹朗）